

宝塚市告示第105号

悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定について

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定に基づく、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体または水その他の悪臭の原因となる気体または水をいう。）の排出（漏出を含む。）を規制する地域の区分を次のように定め、平成20年4月1日から適用するので、同法第6条の規定により告示する。

地域の詳細を表示する図面は、宝塚市環境部環境政策室環境管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

なお、平成15年3月27日付け宝塚市告示第107号は平成20年3月31日限り廃止する。

平成20年3月31日

宝塚市長 阪上善秀

記

指 定 地 域	地域の区分
市 の 全 域	一般地域、順応地域